

全養協通信

平成25年8月8日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設にお送りしています

《今号のトピックス(見出し一覧)》

1. 人員配置基準の早期改善等を要望 ～「児童の養護と未来を考える議員連盟」総会が開催される～
2. 全養協からのお知らせ

《今号の同封物一覧(会員施設)》

1. 第22回雨宮児童福祉財団修学助成金関係(文書、申請要項)
2. 「国際児童福祉セミナー バーナードズの変革と挑戦」(本会后援)パンフレット

1. 人員配置基準の早期改善等を要望

～「児童の養護と未来を考える議員連盟」総会が開催される～

去る8月6日、「児童の養護と未来を考える議員連盟(会長、塩崎恭久衆議院議員、会員83名)」(以下、議連)総会が、衆議院第一議員会館にて開催されました。先の参議院議員選挙を経て新たな会員も加わり、当日は57名(会員外参加者含む)が出席しての総会となりました。

本会からは正副会長はじめ7名が出席、全国乳児福祉協議会(以下、全乳協)、全国母子生活支援施設協議会(以下、全母協)からも、それぞれ正副会長等執行部が出席しました。

総会では塩崎会長の挨拶に引き続き、本会藤野会長より社会的養護の現状と課題について、出席者に説明しました。具体的には、虐待対応で手いっぱいとなっている児童相談所の状況や、社会的養護の需要と供給の地域間格差等を原因とする、いわゆる社会的養護における「待機児童問題」の現状に対する危機意識や、生活単位・養育単位の小規模化の意義と、それを具現化するための職員配置基準の改善についての必要性等を強く訴えました。

続いて全乳協の長井会長からは、社会的養護の現場において人材確保が困難となっている現況、特に保育所保育士と社会的養護における保育士との民改費の格差について説明され、これらの改善を求めました。



〔議連総会の様子〕

最後に全母協の大塩会長が、三団体で取りまとめた要望書(次頁参照)について説明しました。要望書では、①人員配置基準の早期改善について、社会的養護を支える人材確保対策について、③社会的養護の基盤整備の拡大と施策の充実について、の三つの柱を掲げ、特に積年の課題である人員配置基準の問題については、各会長がそれぞれの言葉で、その必要性を訴えました。

その後の意見交換では、出席議員より施設や里親の現状、アフターケアや親の支援に関する制度などについて次々と質問がなされるとともに、小規模化を進めるに当たり施設側が過大な負担を強いられていないかとの懸念や、保育所の保育士にのみ給与等の処遇改善が認められている現状について、格差を解消するべきという問題意識、子どもが自立するまでの途切れない支援体制構築の必要性等について意見が述べられました。このなかで藤野会長は、小規模化の推進は職員の配置基準の改善が必要不可欠であることや、子どもの大学進学に対する支援の拡充、家族再統合の重要性と支援の必要性、社会的養護施設の地域における拠点化などについて強く訴えけるとともに、長井会長、大塩会長からも施設がおかれている現状について理解を求めました。本総会には厚労省の小野家庭福祉課長、川鍋虐待防止対策室長も出席され、行政の立場から各施策の実現に向けた安定財源確保の重要性等について説明されました。

塩崎会長からは、当日の議論を踏まえ、平成 26 年度予算編成に向けて今後も意見交換を進めていくとともに、必要な働きかけを行っていくことを確認されました。本会としても引き続き必要な対応をはかっていくこととしております。

平成25年8月6日

**児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設における人員配置基準の改善等について
要 望 事 項**

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国児童養護施設協議会 会長 藤野 興一
 全国乳児福祉協議会 会長 長井 晶子
 全国母子生活支援施設協議会 会長 大塩 孝江

1. 人員配置基準の早期改善について

子ども子育て支援法が成立し、今後の子ども・子育て支援施策の充実のための安定財源の確保については消費税率の引き上げが予定されておりますが、その際に社会的養護の職員体制の強化についても検討されることとなっております。

また、平成24年11月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」が発出され、施設養護は小規模化し家庭的な養育環境の形態に変えていく方向が明確にされました。

一方、今日の社会的養護を必要とする子どもの状況は深刻化してきており、養育と支援の質の一層の向上を趣旨とする施設形態の小規模化、養育単位の小規模化の促進に向けては、職員配置基準改善の実施が必要不可欠です。

つきましては、社会的養護の職員体制における厚労省の目標水準が確実かつ早期に実現されるよう特段のお力添えいただきますようお願いいたします。

児童養護施設における人員配置基準の引き上げについて

[児童指導員・保育士等の基本的人員配置の引き上げ水準]

| 現在の設備運営基準 | 厚労省の目標水準 (課題と将来像) | 全養協の目標水準 [要望] |
|----------------|----------------------|------------------|
| 0・1歳児 1. 6 : 1 | 0・1歳児 1. 3 : 1 | 0～2歳児 1 : 1 |
| 2歳児 2 : 1 | 2歳児 2 : 1 | 3歳以上幼児 2 : 1 |
| 3歳以上幼児 4 : 1 | 3歳以上幼児 3 : 1 | 小学生以上 3 : 1 |
| 小学生以上 5. 5 : 1 | 小学生以上 4 : 1 | |

乳児院における人員配置基準の引き上げについて

[看護師の基本的人員配置の引き上げ水準]

| 現在の設備運営基準 | 厚労省の目標水準 (課題と将来像) | 全乳協の目標水準 [要望] |
|----------------|----------------------|------------------|
| 0・1歳児 1. 6 : 1 | 0・1歳児 1. 3 : 1 | 0～2歳児 1 : 1 |
| 2歳児 2 : 1 | 2歳児 2 : 1 | 3歳以上幼児 2 : 1 |
| 3歳以上幼児 4 : 1 | 3歳以上幼児 3 : 1 | |

母子生活支援施設における人員配置基準の引き上げについて

[母子支援員及び少年指導員の基本的人員配置の引き上げ水準]

| 現在の設備運営基準 | 厚生労働省の目標水準 (課題と将来像) | 全母協の目標水準 [要望] |
|--|--|---|
| 10世帯未満 1人 10世帯以上20世帯未満 2人 20世帯以上 3人 (母子支援員) | 10世帯未満 1人 10世帯以上20世帯未満 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人 (母子支援員、少年指導員それぞれにつき) | 定員10世帯以上については定員が5世帯増えるごとに1人を加える (母子支援員、少年指導員それぞれにつき) |

2. 社会的養護を支える人材確保対策について

今日、社会的養護を必要とする子どもたちは、被虐待経験など深刻な課題を抱えています。こうした子どもたちのケアを担う職員には、養育・支援への深い知識・理解とともに子ども・母子との安定した関係が形成できる能力が求められます。

厚生労働省が定める平成27年度を始期とする社会的養護の小規模化・家庭的養護の推進では、こうしたケアを担う質の高い職員の確保・育成が必要であり、上記の職員配置基準の改善とあわせて、人材の確保が緊急の課題となっています。

一方、現在、厚生労働省では保育所における待機児童解消の取り組みをすすめるため、「待機児童解消加速化プラン」支援パッケージを策定し、新たな保育所整備とともに保育の量的拡大を支える保育士確保がすすめられてきています。

保育と社会的養護における人材確保は、共に我が国における子どもたちの健やかな育ちを保障するために不可欠の課題であります。

つきましては、保育と社会的養護が共に必要とする人材の確保・定着が図られよう、社会的養護においても職員の処遇改善等の人材確保施策の充実が図られるようお願いいたします。

また、被虐待児や障害児、社会的自立の困難な児童の増加傾向を踏まえ、養育・支援とアフターケアの一層の充実を図るための職員体制の強化（個別対応職員、家庭支援専門相談員の複数配置、心理療法担当職員の全施設配置など）、里親支援を推進するための職員体制の強化（里親支援専門相談員の全施設配置など）など、養育・支援体制の充実を図っていただくようお願いいたします。

3. 社会的養護の基盤整備の拡大と施策の充実について

「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）においては、将来人口推計を参考とし、入所児童の1割程度の縮小または現状維持の見通しのもと、今後の社会的養護の施設等の整備量の見込みが立てられています。

しかしながら、社会的養護を必要とする子ども・母子の状態は「課題と将来像」策定時よりも一層深刻さを増し、児童相談所における虐待相談対応件数の増加（H23年59,919件→H24年66,807件）^{※1}や配偶者からの暴力が関係する相談件数の増加（H23年82,099件→H24年89,490件）^{※2}等の傾向を踏まえると、今後、社会的養護を必要とする子ども、支援を必要とする母子はさらに増加することが推測される状況です。

また、約4割の自治体は要保護児童のための一時保護所において定員を超えて一時保護を実施している状況にあり^{※3}、保護を必要とする子どもたちが適切な保護を受けられないのではないかとこの危惧を持つものです。

こうした傾向を踏まえ、社会的養護を必要とするすべての子どもに安全と健やかな育ちを保障し、母子への支援をすすめるために、「課題と将来像」において見込んだ社会的養護の量的な整備見通しについて改めて検討を行い、一層の整備・拡大を図っていただくようお願いいたします。

※1 H24年の児童虐待相談対応件数は速報値

※2 相談件数は、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

※3 定員を超える状況にある一時保護所を有する自治体数は26自治体
児童相談所設置自治体数の37.7%

2. 全養協からのお知らせ

(1) 「第 22 回雨宮児童福祉財団修学助成金」申請に係るご案内

公益財団法人雨宮児童福祉財団より、本年度も児童福祉施設等を利用している児童が進学を希望し、専門学校、大学・短大等に入学する場合の修学助成金として入学金を助成していただけます。詳細は、同封している申請要項をご参照ください。

(申請要項は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>に掲載予定です)

| | |
|------|---|
| 対 象 | 平成 25 年 3 月に高校卒業後、大学・短大・専門学校・専修学校に進学する方のうち、他の機関から返済義務のない入学金の助成を受けていない方。 ※入学金免除および入学金のない方は、対象とはなりません。 |
| 助成内容 | 入学金のみ |
| 申請受付 | 平成 25 年 9 月 2 日(月)から ※ご注意ください |
| 申請締切 | 【第 1 次締切】平成 25 年 10 月 31 日(木)必着 【最終締切】平成 25 年 11 月 25 日(月) 当日消印有効 |

(2) 第 67 回全国大会（三重大会）の開催について

これまでもお知らせしておりますが、本年 11 月 20 日（水）～22 日（金）の 3 日間、三重県伊勢市にて、「第 67 回全国児童養護施設長研究協議会（三重大会）」を開催します。大会の詳細は、別途お送りする開催要綱（9 月上旬頃予定）にてご案内いたしますので、ご予定くださいますようお願いいたします。

(3) 会員施設基礎調査の実施について

昨年も実施した「会員施設基礎調査」を、本年も実施いたします。8 月上旬～中旬にかけて調査票をお送りしますので、お手元に届きましたら内容をご確認いただき、期日内にご提出くださいますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本調査結果は報告書として取りまとめるとともに、会員施設一覧を作成し、それぞれ皆さまへご提供することとしております。

(4) 社会的養護を担う児童福祉施設長研修会について

既にご案内しております「社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」につきまして、大阪会場の受講申込を受付けております。内容は下記のとおりですので、積極的にご参加ください。

なお、東京会場（9 月 5・6 日）につきましては、申込受付を終了しております。たくさんのお申込みをいただきありがとうございました。

[平成 25 年度 社会的養護を担う児童福祉施設長研修会]

主催：本会ほか、社会的養護関係施設協議会 4 団体共催

期日：（大阪会場）平成 25 年 12 月 12～13 日

会場：大阪ガーデンパレス

※その他詳細は、本会ホームページをご参照ください。（<http://www.zenyokyo.gr.jp/>）